

障害者自立支援法による障害福祉サービスがはじまります

Part 4

<利用者負担の仕組みはこうに変わります>

今回は、利用者負担がどのように変わるのかについてお知らせします。利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直されるとともに、障害種別で異なる食費や光熱水費等の実費負担も見直され、身体・知的・精神の3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。サービスの費用はみんなで支え合うため、サービスを利用したら、原則1割（定率負担）を支払います。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。残りの9割は国・県・市区町村が負担するしくみです。

サービスにかかる費用

← 1割 →	← 9割 →		
自 己 負 担	市区町村 25%	都道府県 25%	国 50%

利用者負担の上限額

所得に応じて四つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区 分	対象となる人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一 般	住民税課税の人	37,200円

高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が上記の上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないよう配慮されています。

施設などを利用したときの減免制度

施設やグループホーム等を利用している人のうち、預貯金が一定額以下の人には減免制度があります。ただし、この制度は3年間の経過措置で、期間終了までに内容が再検討されることになっています。

また、施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得の低い人は負担が軽減されます。

サービスをご利用の際は役場健康福祉課（☎35-3111）までお問い合わせください。

<障害者福祉に関するアンケート調査のお礼>

9月に実施いたしました障害福祉に関するアンケート調査では、お忙しい中ご協力いただき、たいへんありがとうございました。皆様からお寄せいただいたご要望・ご意見を大切に、「障害福祉計画」を策定していきたいと思っております。